

としの活動の最も広汎にして、最良なる組織を築き、地方の恒常的組織は益々強固なるものたるべき時、この恒常的組織を崩すか否か、如何なるかありてはならぬのである。

だが、わが党の現状に於ては此の原則を厳守に固執することにより、物札等の選挙戦を通じての任務の遂行が却つて阻害せらる結果を招くべき地方が少くなく、むしろ是等は之を待たず特別の地方に於ては、變則的な組織を講ずることを余儀なくせしめらる。

(1) 本部

(イ) 選挙、政選に集會し得る常任中央執行委員及びその他適当なる者をして、選挙対策委員会を構成し、本部常任委員会の統制の下に選挙に關する活動を行ふ。

(ロ) 地方同志の参加をも求め、選挙本部の本部選託隊を組織する。

(ハ) 地方の同志を、他臨時の適任者の参加を求めて、特に本部の宣傳部、調査部、教育部、機関紙部、財政等を確立する。

(2) 立候補せざる地方

立候補せざる地方の支部聯合会に於ては、特別な組織を持たず、常規の組織を益々強固にして戦ふ。

(3) 立候補せざる地方の支部聯合会

(1) 普通の地方 (当該支部聯合会が、主眼として一なる地方及び立候補者二名以上あるもの、東京、大阪、京都の如く、地域接近して、常任委員組織たる、常任委員組織を選挙中と異なり、頻りに用ひ得る地方) に於ては、先づ常任委員組織を益々強固に遂げ、その下に於て、注意深く考慮を要し、立候補地に於て、閣下、ことを原野上便宜とする場合多からば、此の常任執行委員会の下に特に、

(イ) 組織宣傳部

(ロ) 情報部

(イ) 情報部 (北海道又は新潟縣に於ける如く、二區以上にて特別の地方) 然かも地域廣く、常任執行委員の大部分が選挙區の別等に、専ら活動するに重なるべき關係上、恒常的組織たる常任執行委員会を事實上置くことの不可能に迫り、地方は例外として、直接選挙に派頭せざる常任執行委員その他有能分子を、臨時常任執行委員会を組織する。此の臨時常任委員会の下に特に、

(イ) 財政部

(ロ) 組織宣傳部

(ハ) 情報部と確立すべきこと、普通の地方に於けると同じ。